条	見出し	条 文	課題・問題点	取組の方向性
第2条	議会の活動原則	議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。 (4) 政策立案及び政策提言に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。 (5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。 (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。 (7) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。 (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。	(2)~(8)は一部達成していない、又は課題あり (会派等から出された主な意見) (2)審議及び審査の内容についての説明が不十分 (3)委員会又は本会議において市政執行を明文の評価があるべきではないか。各審査の結果としての附帯意見、修正案などがもっと出てもよいのではないか。 (4)常任委員会ではほとんど政策提言がない。 (5)更なる努力が必要 (6)様々な層から意見を吸い上げる工夫が必要。今まで取り組んだことのない形を試みる必要がある。 (7)自由闊達に議論できる場を仕組みとしてつくる工夫をする。 (8)議会改革が目的化してはいけない。今行っていることを充実させていくことや、「市民に信頼される議会」を目指すことが大切	(以下の条項のとおり)
第 4 条	の	1 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。	中立公正を担保するため、議長の会派離脱について ルールが必要である。	・各派代表者会議において、議長の会派離脱について のルールを作る。
第 5 条		3 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。	「口頭での市民への対話や説明」や「会派だよりの発行」など達成できていない部分については、改めて課題の整理と方向性の検討を行う。	
第 6 条	議会改革の推進	議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を置く。	議会改革推進会議が事実上常設となっている点については、今後の検討課題とする。	・2年ごとの改選を目安に、議長が各派代表者会議に諮って議会が取り組むべき改革の方針を決定し、それを受けて適切な議会改革検討組織を設置するようにする。

条	見出し	条 文	課題・問題点	取組の方向性
第8条	市民参画及び協働	1 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、 市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を 推進するものとする。	意見交換会の実施方法等については、今後の課題とする。 (会派等から出された主な意見) ・新たな方法も模索する。 ・会場・回数・開催手法などをブラッシュアップし、 更なる充実を図る。 ・意見交換会における議員の発言への制限は、ある程 度緩和すべきである。 ・市民意見を市の施策や予算に反映することが少ない。	・意見交換会等の実施に当たっては、「多様な方法」 「市民参画」「協働」を実現するような方法で実行す るよう、例えば、設定したテーマに基づいて意見交換 を行う時間を設けることなどを広報広聴委員会で検討 する。
第 9 条		1 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催しなければならない。	議会報告会の実施方法等については、今後の課題とする。 (会派等から出された主な意見) ・スライドの活用など積極的な工夫がされてきているが、審議の内容の報告はいまだ不十分である。 ・参加者が固定されており、新しい方や女性の参加にも一層注力すべき。 ・なるべく端的に報告し、市民の意見を聞く時間を増やすように改善する。	・議会報告会において、説明担当議員は、論点・争点 や討議の過程についても説明するようにする。 ・定例的な開催という形にとらわれず、特定のテーマ に絞った報告会を適時に開催するなど、市民の関心を より高め市民参画を促進するための議会報告会の在り 方を広報広聴委員会において検討する。
第 1 1 条	きとの	議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下 「市長等」という。)との緊張関係を常に保持し、事 務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責 務を果たしていくものとする。	討論や議案の賛否等により評価している部分もあるが、予算・決算等に対する行政全体の評価という意味ではできていない部分もあり、「評価」の解釈による。何をもって「評価」とするかは議論の余地がある。	・引き続き、審議や議決を通じて事務執行の評価も行っていく。
第 1 5 条		3 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を 図るよう努めるものとする。	討議のルールの共有、議員間討議の促進、合意形成の 努力について、検討が必要	・各議員は、多様な意見を尊重しつつ、合議体として 一つの結論を出すという議会の使命を認識し、合意形 成に向けて論点・争点を共有し討議を深めるようにす る。

条	見出し	条 文	課題·問題点	取組の方向性
第16条		1 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を 行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行う よう努めなければならない。	一部委員会内で委員間討議を行っているが、もっと討議を深めていく必要がある。政策提言に結び付いていないため、委員間討議を定着させるための仕組み又は ルールが必要である。	・議会には行政の監視に加え政策立案の責務もあることを認識し、委員会において、委員は事前勉強を十分にし、資料で不明な点や事実関係の確認を要する点があれば各自で事前に担当課に確認し、会議では委員間討議の時間を確保できるようにする。 ・委員会は、政策立案及び政策提言に向けて委員間討議を行うよう努める。 ・議会事務局は、委員間討議に関する研修又は勉強会の実施に向けて研究する。
第18条	政策等の形成	1 議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議するため、課題調整会議を置く。	市民の意見は協議できているが、議員等の政策提言を議会として取り上げていない。	・議員等の政策提言を議長を通じて課題調整会議に諮る仕組みについて、議長は各派代表者会議等において確認し、必要に応じて見直しをするようにする。
		2 議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときは、政策形成会議を置くことができる。	過去の課題調整会議において、「条例制定等の政策提言があった場合に議会として対応する際の手順」について協議されており、再度全議員にその内容を周知し、積極的に取り組んでいく必要がある。	・常任委員会や特別委員会における調査検討が難しい場合に政策形成会議を設置するという選択肢もあることについて、議長は各派代表者会議等において確認し、必要に応じて見直しをするようにする。
第 2 2 条	交流及び連携の推進	議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。		・議長会等で要望を提出する機会を活用するなどして、議長等は広域的な課題について他自治体との意見 交換に取り組んでいく。

条	見出し	条 文	課題・問題点	取組の方向性
第 2 4 条	議会図	1 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書 室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものと する。	資料及び設備が貧弱であり、有効活用も十分には図られていない。	・議会事務局は、議会関係資料の充実を図り、新着図書の案内など議員への情報提供を継続する。 ・議会事務局は、中長期的に議会図書室の在り方について研究する。
	当室	2 議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。	図書室の充実と市民への利用促進の周知が必要であり、上越市議会図書室規程に市民も利用できる旨記載する必要がある。	・議会事務局は、今後も市民等に対し、議会図書室を利用できる旨の周知を行う。 ・議会事務局は、市民の利用も想定しながら議会図書室の在り方について研究する。